

INCOTERMS® 2020 規則



売主:	買主:	売主施設	国内運送	倉庫	輸出通関	CY/保税倉庫	積み込み・船積み	海上・航空運送	荷卸し	CY/保税倉庫	輸入通関	倉庫	国内運送	買主施設	
船舶・飛行機・鉄道・車など全運送手段に対応	EXW Ex-Works 工場渡し条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定場所（売主の施設・工場・倉庫など）において貨物を買主の処分にあねたとき引渡し完了する。売主は、指定場所で貨物を車両に積み込む義務はない。輸出通関は、買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸出地の指定場所（売主の施設・工場・倉庫など）において貨物を買主の処分にあねたとき危険負担は、売主から買主に移る。売主は、指定場所で貨物を車両に積み込む義務はない。												
		費用負担(Cost)	貨物を輸出地の指定場所（売主の施設・工場・倉庫など）から買主施設に運送するまでの保険費を含む全ての費用を買主が負担する。												
	FCA Free Carrier 運送人渡し条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定場所（売主の施設や貨物集荷場所など）で買主によって指名された運送人またはその他の者に貨物を渡したとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸出地の指定場所（売主の施設や貨物集荷場所など）で買主によって指名された運送人またはその他の者に貨物を渡したときに危険負担は売主から買主に移る。指定場所が売主施設の場合、売主は貨物を車両に積み込む義務がある。指定場所が売主施設以外の場合、売主は貨物を指定場所まで運送後の荷降ろし義務はない。												
		費用負担(Cost)	売主は、輸出地の指定場所（売主の施設や貨物集荷場所など）で買主によって指名された運送人またはその他の者に貨物を渡すまでの費用を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。												
	CPT Carriage Paid To 輸送費込み条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定場所（港湾・空港のコンテナ・ターミナルなど）で自己が指名した運送人に貨物を渡したとき、引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸出地の指定場所（港湾・空港のコンテナ・ターミナルなど）で自己が指名した運送人に貨物を渡したときに危険負担は売主から買主に移る。売主は、輸入地での貨物の荷降ろしを行う義務はない。												
		費用負担(Cost)	売主は、輸入地の買主指定場所（港湾・空港のコンテナ・ターミナルなど）までの保険費を除く費用を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。												
	CIP Carriage and Insurance Paid To 輸送費保険込み条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定場所（港湾・空港のコンテナ・ターミナルなど）で自己が指名した運送人に貨物を渡したとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸出地の指定場所（港湾・空港のコンテナ・ターミナルなど）で自己が指名した運送人に貨物を渡したときに危険負担は売主から買主に移る。売主は、輸入地での貨物の荷降ろしを行う義務はない。												
		費用負担(Cost)	売主は、輸入地の買主指定場所（港湾・空港のコンテナ・ターミナルなど）までの保険費（売主の倉庫から輸入地の指定倉庫まで）と運送費を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。※Incoterms2020より買主が付保するCIP保険はA約款（オールリスク）に準拠必要。												
	DAP Delivered At Place 仕向地待ち渡し条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸入地の買主指定場所（買主の施設・工場・倉庫など）において、輸送手段上で貨物を渡したとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸入地の買主指定場所（買主の施設・工場・倉庫など）において、輸送手段上で貨物を渡したとき危険負担は売主から買主に移る。売主は、引渡し場所で貨物を車両から荷降ろしする義務はない。												
費用負担(Cost)		売主は、輸入地の買主指定場所（買主の施設・工場・倉庫など）まで貨物を運ぶ費用を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。													
DPU Delivered At Place Unloaded 荷降ろし込み持ち込み渡し	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸入地の買主指定場所（埠頭、CY、倉庫、空港ターミナル、買主の施設・工場・倉庫など）で貨物を荷降ろしし、買主の処分にあねたとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。													
	危険負担(Risk)	売主が、輸入地の買主指定場所（埠頭、CY、倉庫、空港ターミナル、買主の施設・工場・倉庫など）で貨物を荷降ろしし、買主の処分にあねたとき危険負担は売主から買主に移る。売主は、引渡し場所で貨物を買主指定の車両に積み込む義務はない。													
	費用負担(Cost)	売主は、輸入地の買主指定場所（埠頭、CY、倉庫、空港ターミナル、買主の施設・工場・倉庫など）で貨物を荷降ろしするまでの費用を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。													
DDP Delivered Duty Paid 仕向地持ち込み渡し関税込み条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸入地の買主指定場所（買主の施設・工場・倉庫など）で到着した輸送手段上で貨物を渡したとき引渡し完了する。輸出通関と輸入通関は売主が行う。													
	危険負担(Risk)	売主が、輸入地の買主指定場所（買主の施設・工場・倉庫など）で到着した輸送手段上で貨物を引渡ししたとき危険負担は売主から買主に移る。売主は、引渡し場所で貨物を車両から荷降ろしする義務はない。													
	費用負担(Cost)	売主は、輸入地の買主指定場所（買主の施設・工場・倉庫など）まで貨物を運ぶ費用を負担する。輸出通関費用および輸入通関費用・輸入税も売主が負担する。													



売主:	買主:	売主施設	国内運送	倉庫	輸出通関	CY/保税倉庫	積み込み・船積み	海上・航空運送	荷卸し	CY/保税倉庫	輸入通関	倉庫	国内運送	買主施設	
船舶による運送のみ	FAS Free Alongside Ship 船側渡し条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の側面（埠頭または船の上など）に貨物を置いたとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の側面（埠頭または船の上など）に貨物を置いたとき危険負担は売主から買主に移る。貨物の積込は売主によって行われるため売主は、本船への積込義務はない。												
		費用負担(Cost)	売主は、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の側面（埠頭または船の上など）に貨物を置くまでの費用を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。												
	FOB Free On Board 本船渡し条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の甲板上に貨物を置いたとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の甲板上に貨物を置いたとき危険負担は売主から買主に移る。												
		費用負担(Cost)	売主は、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の甲板上に貨物を置くまでの費用を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。												
	CFR Cost and Freight 海上運賃込み条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の甲板上に貨物を置いたとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
		危険負担(Risk)	売主が、輸出地の買主指定港で買主によって指名された本船の甲板上に貨物を引き渡したとき危険負担は売主から買主に移る。												
		費用負担(Cost)	売主は、輸入地の買主指定港までの保険費を除く費用を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。												
	CIF Cost, Insurance and Freight 海上運賃・保険料込み条件	引渡し場所(Carriage)	売主が、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の甲板上に貨物を置いたとき引渡し完了する。輸出通関は売主が行うが、輸入通関は買主が行う。												
危険負担(Risk)		売主が、輸出地の指定港で買主によって指名された本船の甲板上に貨物を置いたとき危険負担は売主から買主に移る。													
費用負担(Cost)		売主は、輸入地の買主指定港までの保険費（売主の倉庫から輸入地の指定倉庫まで）と運送費を負担する。輸出通関費用が発生する場合は、売主が負担する。輸入通関費用や輸入税は、買主が負担する。※買主が付保するCIF保険はC約款に準拠していればよい。													